

「社会福祉」100問確認テスト 2020年4月1日基準日版

<問題>

©2020sakurakosensei 転載禁止

✓	問 題	正解
1	あらゆる人びとを社会的排除や孤立から守り、社会の中でともに生きていこうとする考え方を、エンパワメント・アプローチという。	×
2	自分の意思を表明することが難しい子どもや高齢者などに代わって、その意思を代弁し、権利やニーズを表明することを、アドボカシーという。	○
3	行政活動の内容や成果を説明する国民への義務を、アカウントビリティという。	○
4	共通の悩みや問題を抱える人やその家族が、自主的に活動を行うグループを、セルフヘルプグループという。	○
5	すべての個人が主体性をもち、権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好であることを、ソーシャル・インクルージョンという。	×
6	社会的弱者とされがちな人々が、世間一般の人々と同じように、ごく普通の生活を営めるようにすることを、ノーマライゼーションという。	○
7	福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。	○
8	社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の市町村長とする。	×
9	社会福祉法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければならない。	○
10	社会福祉法人の理事は4人以上、監事は2人以上でなければならない。	×
11	社会福祉事業のうち、第二種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。	×
12	都道府県は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、条例で基準を定めなければならない。	○
13	社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行わなければならない。	×
14	社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスの利用を希望する者からの申込みがあつた場合には、その者に対し、当該福祉サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければならない。	○

✓		問 題	正解
	15	社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。	○
	16	社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしないよう努めなければならない。	×
	17	福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たっては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行うよう努めなければならない。	×
	18	社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。	○
	19	都道府県社会福祉協議会に、運営適正化委員会を置くものとする。	○
	20	市町村は、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業を実施する。	○
	21	市町村は、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業を実施する。	○
	22	市町村は、生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業を実施する。	○
	23	市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定めた市町村地域福祉計画を策定するよう努める。	○
	24	市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」を定めた市町村地域福祉計画を策定するよう努める。	○
	25	市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」を定めた市町村地域福祉計画を策定するよう努める。	○

✓		問 題	正解
	26	市町村は、地域福祉の推進に関する事項として、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」を定めた市町村地域福祉計画を策定するよう努める。	○
	27	市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表しなければならない。	×
	28	都道府県社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修を行う。	○
	29	「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年数回、厚生労働大臣の定める期間内に限って行う寄附金の募集である。	×
	30	共同募金を行う事業は、第二種社会福祉事業とする。	×
	31	共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。	○
	32	共同募金会に配分委員会を置く。	○
	33	共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。	○
	34	養護老人ホームは第一種社会福祉事業である。	○
	35	特別養護老人ホームは第二種社会福祉事業である。	×
	36	軽費老人ホームは第二種社会福祉事業である。	×
	37	老人短期入所施設は第二種社会福祉事業である。	○
	38	老人福祉センターは第一種社会福祉事業である。	×
	39	障害者支援施設は第一種社会福祉事業である。	○
	40	母子・父子福祉施設は第一種社会福祉事業である。	×
	41	福祉事務所の根拠法は「社会福祉法」で、都道府県、市、特別区に設置義務があり、町村は任意である。	○
	42	児童相談所の根拠法は「児童福祉法」で、都道府県、指定都市、特別区に設置義務がある。	×
	43	身体障害者更生相談所の根拠法は「身体障害者福祉法」で、都道府県、指定都市に設置義務がある。	×
	44	保健所の根拠法は「地域保健法」で、都道府県、保健所を設置する市、特別区が設置する。	○
	45	市町村保健センターの根拠法は「地域保健法」で、市町村に設置義務がある。	×
	46	母子健康包括支援センターの根拠法は「母子保健法」で、市町村に設置義務がある。	×
	47	母子・父子福祉センターの根拠法は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」で、都道府県、市町村に設置義務がある。	×

✓	問題	正解
	48 地域包括支援センターの根拠法は「介護保険法」で、市町村に設置義務がある。	×
	49 市町村障害者虐待防止センターの根拠法は「障害者虐待の防止、障害者の養育者に対する支援等に関する法律」で、市町村に設置される。	○
	50 配偶者暴力相談支援センターの根拠法は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」で、都道府県の婦人相談所、市町村の施設などに設置される。	×
	51 「障害者総合支援法」において、「居宅介護」とは、障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。	○
	52 「障害者総合支援法」において、「同行援護」とは、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。	○
	53 「障害者総合支援法」において、「行動援護」とは、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。	○
	54 「障害者総合支援法」において、「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。	○
	55 身体障害を認定された者は、都道府県知事、指定都市市長、又は中核市市長から身体障害者手帳が交付される。	○
	56 知的障害のある者に対して、都道府県知事、指定都市市長から療育手帳が交付される。	○
	57 療育手帳の交付において、自閉症はその対象ではない。	×
	58 精神障害のある者に対して、都道府県知事、指定都市市長から精神障害者保健福祉手帳が交付される。	○
	59 精神障害者保健福祉手帳の交付において、知的障害者はその対象ではない。	○
	60 精神障害者保健福祉手帳の交付において、発達障害者はその対象ではない。	×
	61 生活保護制度の4つの原理は「国家責任による保護の原理」「無差別平等の原理」「最低生活保障の原理」「保護の補足性の原理」である。	○
	62 生活保護は、原則として、個人単位で保護の要否、程度を決定する。	×
	63 生活保護における8つの扶助のうち、現物給付されるのは「医療扶助」「介護扶助」「住宅扶助」の3つである。	×

✓		問 題	正解
	64	低所得者を対象とする生活福祉資金貸付制度の実施主体は市町村である。	×
	65	生活福祉資金貸付制度は、低所得者、障害者、高齢者、失業者の世帯が対象である。	○
	66	「生活困窮者自立支援法」による生活困窮者自立相談支援事業における実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市区町村等である。	○
	67	婦人相談所の根拠法は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」である。	×
	68	民生委員は、都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱する。	○
	69	民生委員は児童委員を兼任する。	○
	70	国民年金の加入者は、20歳以上60歳未満の全国民である。	○
	71	国民年金の第1号被保険者は、自営業者、学生、公務員などである。	×
	72	国民年金の第2号被保険者は、会社員、公務員などである。	○
	73	国民年金の第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者である。	○
	74	厚生年金の被保険者は、厚生年金保険に加入している事業所に常時使用される60歳未満の者である。	×
	75	厚生年金の加入窓口は、市町村である。	×
	76	国民年金の受給の種類は「老齢基礎年金」「障害年金」「遺族年金」である。	○
	77	雇用保険の保険加入者は、労働者である。	×
	78	雇用保険の給付の窓口は、公共職業安定所（ハローワーク）である。	○
	79	雇用保険では、育児休業給付金、介護休業給付金などを給付する雇用継続給付がある。	×
	80	労災保険の保険加入者は、労働者である。	×
	81	労災保険の給付の窓口は、公共職業安定所（ハローワーク）である。	×
	82	国民健康保険は、非正規雇用で職場の健康保険に加入できない者も加入できる。	○
	83	後期高齢者医療保険の被保険者は、①70歳以上の者 ②65歳以上70歳未満の者で、広域連合により一定の障害があると認定されたとき である。	×
	84	介護保険の第1号被保険者は、市町村に居住の40歳から64歳までの医療保険加入者である。	×
	85	介護保険の第2号被保険者は、市町村に居住の65歳以上の者である。	×
	86	介護保険の保険者は、市町村（特別区）である。	○



✓		問 題	正解
	87	ケアマネジメントの展開は、 ①エントリー（援助要請がはいた段階）→②アセスメント（クライアントと話し合い、具体的なニーズを明確にしていく段階）→③ケアプラン作成（クライアントと一緒に作成する）→④ケアプラン実施（具体的なサービス提供）→⑤モニタリング（サービス提供の確認と効果測定）→⑥再アセスメント（必要がある場合）→⑦ターミネーション（目的の達成の確認）である。	○
	88	ケースワークの展開は、 ①インテーク→②アセスメント→③プランニング→④モニタリング・エバリュエーション→⑤インターベンション→⑥ターミネーションである。	×
	89	スーパービジョンとは、経験豊富なワーカー（スーパーバイザー）が、経験の浅いワーカー（スーパーバイジー）を指導し、援助技術向上を支援する方法。	○
	90	アウトリーチとは、援助者が援助者の所属する機関で利用者を待つだけでなく、積極的に所属する機関から利用者の住居や地域へ出向くことである。	○
	91	バイステックの7原則の「意図的な感情表出」とは、「ケースワーカーが自分の考えや感情を自由に表現できるようにはたらきかけること」である。	×
	92	バイステックの7原則の「統制された情緒的関与」とは、「ケースワーカーは自身の感情を自覚しながら、対象者の表出した感情を受容的かつ共感的に受け止める」ということである。	○
	93	日常生活自立支援事業は、福祉サービス利用援助事業という名称でも運営されている。	○
	94	日常生活自立支援事業の実施主体は、市町村である。	×
	95	成年後見制度の根拠法は、「社会福祉法」である。	×
	96	成年後見制度においての後見人には、法人もなることができる。	○
	97	成年後見制度における法定後見制度では、後見、保佐、補助の3種類がある。	○
	98	苦情解決のためのシステムとして、運営適正化委員会が、都道府県に設置されている。	×
	99	「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである。	○
	100	わが国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していく。	○

<解答> ×のみ掲載

✓	問題	正解
1	あらゆる人びとを社会的排除や孤立から守り、社会の中でともに生きていこうとする考え方を、エンパワメント・アプローチという。 →ソーシャル・インクルージョン	×
5	すべての個人が主体性をもち、権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好であることを、ソーシャル・インクルージョンという。 →ソーシャル・ウェルビーイング	×
8	社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の市町村長とする。 →都道府県知事	×
10	社会福祉法人の理事は4人以上、監事は2人以上でなければならない。 →6人	×
11	社会福祉事業のうち、第二種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。 →第一種	×
13	社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行わなければならない。 →行うよう努めなければならない。	×
16	社会福祉事業の経営者は、その提供する福祉サービスについて広告をするときは、広告された福祉サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしないよう努めなければならない。 →表示をしてはならない	×
17	福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たっては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行うよう努めなければならない。 →行わなければならない	×
27	市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表しなければならない。 →公表するよう努めるものとする	×

✓		問 題	正解
	29	「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年数回、厚生労働大臣の定める期間内に限って行う寄附金の募集である。 →一回	×
	30	共同募金を行う事業は、第二種社会福祉事業とする。 →第一種	×
	35	特別養護老人ホームは第二種社会福祉事業である。 →第一種	×
	36	軽費老人ホームは第二種社会福祉事業である。 →第一種	×
	38	老人福祉センターは第一種社会福祉事業である。 →第二種	×
	40	母子・父子福祉施設は第一種社会福祉事業である。 →第二種	×
	42	児童相談所の根拠法は「児童福祉法」で、都道府県、指定都市、特別区に設置義務がある。 →特別区、児童相談所設置市は、希望して認められれば設置可能	×
	43	身体障害者更生相談所の根拠法は「身体障害者福祉法」で、都道府県、指定都市に設置義務がある。 →指定都市は任意設置	×
	45	市町村保健センターの根拠法は「地域保健法」で、市町村に設置義務がある。 →市町村は任意設置	×
	46	母子健康包括支援センターの根拠法は「母子保健法」で、市町村に設置義務がある。 →市町村は設置努力義務	×
	47	母子・父子福祉センターの根拠法は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」で、都道府県、市町村に設置義務がある。 →都道府県、市町村、社会福祉法人などは任意で設置	×
	48	地域包括支援センターの根拠法は「介護保険法」で、市町村に設置義務がある。 →市町村は設置可能	×
	50	配偶者暴力相談支援センターの根拠法は「母子及び父子並びに寡婦福祉法」で、都道府県の婦人相談所、市町村の施設などに設置される。 →「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」	×



✓		問 題	正解
	57	療育手帳の交付において、自閉症はその対象ではない。 →対象である	×
	60	精神障害者保健福祉手帳の交付において、発達障害者はその対象ではない。 →対象である	×
	62	生活保護は、原則として、個人単位で保護の要否、程度を決定する。 →世帯単位	×
	63	生活保護における8つの扶助のうち、現物給付されるのは「医療扶助」「介護扶助」「住宅扶助」の3つである。 →「住宅扶助」は現金給付。現物給付は2つ	×
	64	低所得者を対象とする生活福祉資金貸付制度の実施主体は市町村である。 →都道府県社会福祉協議会が実施主体、市区町村社会福祉協議会が窓口	×
	67	婦人相談所の根拠法は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」である。 →「売春防止法」	×
	71	国民年金の第1号被保険者は、自営業者、学生、公務員などである。 →公務員は第2号被保険者	×
	74	厚生年金の被保険者は、厚生年金保険に加入している事業所に常時使用される60歳未満の者である。 →70歳未満の者	×
	75	厚生年金の加入窓口は、市町村である。 →勤務する厚生年金保険加入の事業所	×
	77	雇用保険の保険加入者は、労働者である。 →事業主	×
	79	雇用保険では、育児休業給付金、介護休業給付金などを給付する雇用継続給付がある。 →育児休業給付金は、2020年4月から雇用継続給付から出て、失業等給付と並ぶ育児休業給付となった。	×
	80	労災保険の保険加入者は、労働者である。 →事業主	×
	81	労災保険の給付の窓口は、公共職業安定所（ハローワーク）である。 →労働基準監督署	×
	83	後期高齢者医療保険の被保険者は、①70歳以上の者 ②65歳以上70歳未満の者で、広域連合により一定の障害があると認定されたときである。 →75歳	×
	84	介護保険の第1号被保険者は、市町村に居住の40歳から64歳までの医療保険加入者である。 →第2号	×

✓		問 題	正解
	85	介護保険の第2号被保険者は、市町村に居住の65歳以上の者である。 →第1号	×
	88	ケースワークの展開は、 ①インテーク→②アセスメント→③プランニング→④モニタリング・エバリュエーション→⑤インターベンション→⑥ターミネーション である。 →④インターベンション→⑤モニタリング・エバリュエーション	×
	91	バイステックの7原則において、「意図的な感情表出」とは、「ケースワーカーが自分の考えや感情を自由に表現できるようにはたらきかけること」である。 →クライアント	×
	94	日常生活自立支援事業の実施主体は、市町村である。 →都道府県及び指定都市社会福祉協議会（実際の窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等）	×
	95	成年後見制度の根拠法は、「社会福祉法」である。 →「民法」	×
	98	苦情解決のためのシステムとして、運営適正化委員会が、都道府県に設置されている。 →都道府県社会福祉協議会	×